

「仮想個人勘定残高のお知らせ」について

◆いつ誰に送っているのですか。

- 加入者(65歳未満)の皆さまに「仮想個人勘定残高のお知らせ」を5月の下旬に各事業所に一括してお送りしました。
- 今回初めて「仮想個人勘定残高のお知らせ」をお送りいたしました。
- 当年3月末現在の加入者(65歳未満)を対象に作成しております。3月分掛金計算に間に合わなかった資格取得者や4月以降の資格取得者(再加者含む)につきましては、次回(来年)の発行となります。
- 待期者および未裁定者や給付の繰下げ者には封書で5月24日に発送しました。

◆今後、毎年送られてきますか。

- 当基金では、毎年5月下旬に前年度末(当年3月末)時点の「仮想個人勘定残高」をお知らせいたします。
- 加入者宛のお知らせの送付を必要とされない事業所には、今後事業主様宛に一覧表をお送りいたします。

◆「第1(第2)仮想個人勘定残高」とは何ですか。年金額ですか。

- 「仮想個人勘定残高」には「第1仮想個人勘定残高」と「第2仮想個人勘定残高」があります。
- 「第1仮想個人勘定残高」とは、当基金の全事業所が加入しているDBⅠ(第1年金)に対する年金原資です。
- 「第2仮想個人勘定残高」とは、事業所ごとに任意で加入するDBⅡ(第2年金)に対する年金原資です。
- 「前回基準仮想個人勘定残高」は、今回が初回のお知らせとなりますので、記載しておりません。

◆「第1(第2)仮想個人勘定残高」は一時金ですぐにもらえますか。

- 「第1仮想個人勘定残高」と「第2仮想個人勘定残高」の合計額は、退職(資格喪失)または、在職中に65歳に到達したときにうけていただける一時金額です。なお、今回お知らせしました「仮想個人勘定残高」は当年3月末時点で計算された額です。

- ◆「第1(第2)仮想個人勘定残高」は年金でもらうことができますか。
- 加入者期間が10年以上で退職(資格喪失)したときは、年金(5年・10年・15年・20年の有期年金)としてうけていただけます。受給開始年齢は受給要件により、50歳から70歳の年齢で選択できます。
- 年金の受給期間は5年・10年・15年・20年のいずれかを選択する有期(確定)年金となりますが、年金額の計算方法はハンドブック「私たちの企業年金基金」の4ページをご参照ください。
→ハンドブックはホームページの最新情報にPDFで掲載しています。

- ◆一時金でうけとる以外の方法がありますか。
- 一時金は「ポータビリティ」の制度を利用できます。
 - ・一時金を転職先などの他の年金制度へ移して加入記録を通算し、将来の年金給付につなげることができます。
 - ・ポータビリティが可能な年金制度は、転職先の企業年金制度、企業年金連合会の通算企業年金、個人型確定拠出年金です。ポータビリティを希望される場合は、退職後1年以内に当基金に申し出る必要があります。
 - ・手続きの方法については、退職後ご自宅にご案内をお送りいたします。

- ◆「第1(第2)仮想個人勘定残高」の掛金は、個人の負担はありましたか。
- 「第1仮想個人勘定残高」と「第2仮想個人勘定残高」に係る掛金は、全額事業主のご負担です。加入者個人のご負担はありません。

- ◆もし亡くなったときは、「第1(第2)仮想個人勘定残高」はどうなりますか。
- 死亡された時は、遺族の方に遺族一時金としてお支払いいたします。

- ◆一時金や年金の請求は事業所にするのですか。
- 退職(資格喪失)、または65歳到達された場合、後日ご自宅へ一時金や年金のご案内や請求書をお送りしますので、当基金に直接、請求書等をお送りください。

- ◆企業年金基金について詳しく知りたいのですが。
- 当基金の給付について詳しくはハンドブック「私たちの企業年金基金」をご覧ください。→ハンドブックはホームページの最新情報にPDFで掲載しています。

- ◆お知らせの「厚生年金基金から移行された方について」の中で見込額とありますが、確定額については、また知らせがあるのですか。
- 大阪薬業厚生年金基金の加入員だった方が引き続き当基金の加入者となった方につきましては、厚生年金基金からの持込み額が「第1仮想個人勘定残高」に含まれています。持込み額は見込み額で計上していますが、確定額につきましては、改めて加入者の皆さまにお送りする予定です。